

協議事項 8

コロナの5類感染症移行後における教育活動について

コロナの5類感染症移行後における教育活動について、以下のとおり報告する。

令和5年5月16日提出

神戸市教育委員会事務局

事務局長 高田 純

5類感染症への移行に伴い、基本的な感染症対策の考え方や療養期間の考え方等が変更になりますので十分留意の上、教職員への周知徹底をお願いします。

事務連絡
令和5年4月28日

校園長各位

教育委員会事務局
学校保健担当課長

令和5年5月8日以降の新型コロナウイルス感染症への対応について

新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けが「5類」に移行することを踏まえ、このたび文部科学省より「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル」が改定されました。

つきましては、本年5月8日以降の学校園における新型コロナウイルス感染症への対応について、以下の内容を十分留意の上、教職員への周知徹底をお願いします。

1. 平時における感染症対策

①健康観察

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、無理をせず、自宅で休養するよう周知・呼びかけを行う。
- ・児童生徒等の健康状態を継続的に把握する。(毎日の体温チェックや健康観察表の提出は不要)

②換気の確保

- ・換気扇を活用するなどして、引き続き常時換気に努める。
- ・十分な換気が確保できない場合には、サーキュレーターやHEPA フィルタ付き空気清浄機の導入など、換気のための補完的な措置を講じ、可能な限り十分な換気を確保する。(感染症対策支援事業予算を活用)

③手洗い等の手指衛生

- ・外から教室等に入る時やトイレの後、給食(昼食)の前後など、流水と石けんでのこまめな手洗いを指導する。

④清掃・消毒

- ・日常的な清掃により清潔な空間を保つ。(清掃活動とは別に日常的な消毒作業を行うことは不要)

⑤その他

- ・「感染リスクが比較的高い学習活動(※)」を実施する際には、近距離での向かい合っただけの大声による発声をできるだけ控えるなどの配慮を行うこと。
※児童生徒が対面形式となるグループワーク、合唱、調理実習、組み合ったり接触したりする運動など

- ・感染状況が落ち着いている平時において、上記以外に特段の感染症対策を講じる

必要はない。

2. マスクの取り扱い 【令和5年3月22日の通知から変更なし】

- ・学校教育活動の実施に当たっては、マスクの着用を求めないことを基本とする。
〔※例外的にマスクの着用が推奨される場面
・登下校時に混雑した電車やバスを利用する場合
・校外学習等において医療機関や高齢者施設等を訪問する場合 など〕
- ・様々な事情により感染を不安に感じたり、マスクを着用した生活が長くなる中で「マスクを外したくない」と思う児童生徒等の心情面に配慮し、マスクの着脱を強いることがないようにする。ただし、運動時は身体へのリスクを考慮し、マスクを外すことについて引き続き徹底する。
- ・マスクの着用の有無による差別・偏見等がないよう適切に指導を行う。
- ・咳やくしゃみの際には、咳エチケット（※）を行うよう指導する。
(※咳などをする際に、ハンカチや袖などを使って、口や鼻をおさえること。)

3. 児童生徒等が新型コロナウイルス感染者等になった場合の対応

①在籍している児童生徒等や勤務している教職員が感染者になった場合

- 感染者である児童生徒等は、発症した後5日が経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまでの間、登校園しない。(出席停止扱い)
※「症状軽快」とは、解熱剤を使用せずに解熱し、かつ、呼吸器症状が改善傾向にあることを指す。
※登校園するにあたり、学校園に陰性証明を提出する必要はない。
- 感染者である教職員は、発症した後5日が経過し、かつ症状軽快後1日を経過するまでの間、可能な限り外出を控え休養すること。(年次有給休暇等の扱い)
※詳細については別途教職員課から通知予定
- 学級閉鎖等の対応については、当該学校園と教育委員会事務局の協議により決定する(令和4年12月20日付「学級閉鎖の対応の変更について」参照)。

②その他の場合

- 同居している家族等が感染した児童生徒等は、登校園できる。
ただし以下のことに留意する。
 - ・体調には十分に注意し、少しでも普段と異なる症状がある場合には無理をせず、休養するよう呼びかける。
 - ・休ませたいとの申し出があった場合には、出席停止扱いとする。
- 児童生徒等やその家族に基礎疾患があったり同居家族に高齢者がいる場合、または感染の不安を理由に登校園していない場合など、配慮すべき事情がある場合には、欠席扱いしない(指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録)など、柔軟な対応を行うこととする。

③事務局（健康教育課）への状況報告

(1) 児童生徒等の感染が確認された場合

- ・インフルエンザ感染者の報告と同様に、クラリネット（高等学校は共通学事システム）で報告する。（報告方法は別紙参照）

(2) 教職員の感染が確認された場合

- ・オンラインで報告を行う。（報告方法は別紙参照）

※感染者が確認された場合は、学校医の先生に必ず連絡を行うこと。

4. 留意事項

- ・今後の感染拡大状況によっては、状況に応じたより強い感染症対策を求めることがある。
- ・保護者には、5月1日（月）9:30に（別添1）内容を「すぐーる」にて通知予定。
- ・毎週月曜日に実施している「感染の不安等を理由に登校園していない」児童生徒等の人数報告は、当面の間、継続する。
- ・「幼児児童生徒が新型コロナウイルス感染者等になった場合について」の文書を学校園のホームページに掲載している場合は、（別添2）資料に差し替えること。
- ・「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル（2023.5.8～）」は以下からダウンロードが可能。

https://www.mext.go.jp/content/20230427-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

担当：健康教育課学校保健係（電話：984-0696）